

令和3年6月8日

保護者様

加古川市立平岡北小学校
校長 玉田 尚美

「児童生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール」について

初夏の候、保護者の皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、本校では、教育公務員として綱紀粛正の徹底について、これまでも積極的に取り組んでいるところです。

このたび、加古川市教育委員会から「児童生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール」を全ての学校で定め、保護者に周知するよう通知がありました。

つきましては、右記の本校ルールに基づいた対応を徹底してまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、子どもたちの学校生活において、メール・SNS等で気になることがありましたら、学校までご連絡願います。

児童とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール

加古川市立平岡北小学校

1 教職員と児童との携帯電話での通話及びメール・SNS（LINE等）の使用 について

(1) 携帯電話での通話について

- ①児童へ連絡を行う場合は、児童宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。
- ②児童から連絡する場合は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。
- ③緊急の連絡を必要とする場合、又は児童の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に児童の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

(2) メール・SNS（LINE等）について

- ①教職員と児童の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（行事等）で、関係児童全員に関わる場合に限ることとし、管理職の許可を得る。個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- ②教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明し、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。

2 児童の相談等の実施方法について

- ①児童の相談等は、教職員個人の携帯電話やメール・SNS等を使用して行わない。
- ②原則として、校内又は保護者在宅時の児童宅で実施する。
- ③実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し、教職員間で情報を共有して透明性を高める。
特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- ④1対1で実施する場合は、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない配慮をすること。

3 その他

上記の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

(附則)

この校内ルールは、令和3年5月18日より実施する。